

▼CNCP レポート

全国まちづくり NPO 調査結果報告（その 3）

シビル NPO 連携プラットフォーム 常務理事/企画サービス部門長
社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会 副理事長



横塚 雅実

企画サービス部門が昨年4月から6月にかけて実施した「全国まちづくり NPO 調査」の結果についてご紹介する最終回です。これまで全国の概要、都道府県別、ならびに関東・近畿といった地方別の状況、3大都市圏、および特に東京都の現状を報告しました。今回は調査を通じての所感を紹介します。筆者は調査に参加した CNCP サポーターで SLIM Japan に所属する神 弘夫さんです。

■実際に活動している NPO 法人の数及び活動分野は

内閣府 NPO ポータルサイトによれば、全国では約 59,000 余の法人のうち、2017 年以降一度でも事業報告書等を提出したことのある法人は 32,930 法人、すなわち現時点で活動している可能性が非常に高い NPO 法人は 32,930 件あると推定できる。

これらの NPO 法人の活動分野を調べた。活動分野は NPO 法が定めた 20 分野を対象とした。1 つの活動分野毎の件数のベストテンを表-1 に示す。なお殆どの法人は複数の活動分野を有している。

表-1 活動分野 1 件毎の法人件数ベストテン

社会貢献の活動分野	活動中の法人件数(件)	活動中の法人比率 (%)
1. 保健、医療、福祉の増進	20,067	60.9
2. 子どもの健全育成を図る	15,748	47.8
3. 社会教育の推進	15,390	46.7
4. まちづくりの推進	15,299	46.4
5. 連絡・助言・援助	14,176	43.0
6. 学術、文化、芸術、スポーツ振興	11,392	34.6
7. 環境の保全を図る	8,740	26.5
8. 職業能力開発又は雇用機会の拡充	8,287	25.2
9. 人権・平和	5,596	17.0
10. 経済活動の活性化を図る	5,588	17.0

凡そ 6 割超の NPO が保健、医療、福祉の増進を活動分野にしており、わが国の高齢化社会を的確に反映している。まちづくりは第 4 位に位置し、子どもの育成や社会教育の推進などに伍して NPO の主流をなしている。まちづくりは、地域全体に広く影響を与えるという社会貢献活動の典型と考えられているからであろう。市民の活動になじみやすいことも、まちづくりを活動分野とする NPO 法人が多い理由とみられる。

■東京都における分類はどのように

まちづくりを活動分野とする NPO 法人をシビル系と非シビル系を分けるのには、報告その 1 の表-1 に示すとおり分野とキーワードを設定し、リスト作成業務の参考に供した。

なお、このリストを今後の CNCP の活動方針や事業検討に用いたいとの考えから、認定法人や指定管理者業務を受託している NPO 法人、または多くの人々が参加する行事を主宰する NPO 法人については、積極的にシビル系のカテゴリーに含めるため活性化という分野を設けた。

活性化は防災や地域資源、環境保全などのキーワードを含まない、①限定した地域のなかで、人々が相互に交流し、助け合う、住み心地のよいなどのまちづくりを指向する法人、②シビル系と非シビル系の中間の存在であって、とくに多くの会員を有し活発に活動している法人、③特定の技術、職業や経験を共有する仲間が社会貢献活動としてまちづくりを指向する法人、また④とくに活動分野や地域を限定しないで、経済的な活性化を指向するまちづくり法人を、一括し「活性化」に分類した。

さらに、活性化のなかに「コミュニティ」という分類を設けたのは、リスト作成後、この「活性化」に含まれる法人が非常に多く、シビル系の全体像を不明確にしたのではないかと危惧し、再度の分類を試みた。

前述の①、②、③のうち、組織内の繋がりやコミュニケーションを意識する活動を特定の地域や仲間を意味する「コミュニティ」として括り、他の経済活動の活性化を目指すまちづくり法人を「活性化」の範疇に分類した。

その結果は、東京都の場合では活性化が 142 法人、コミュニティが 134 法人となり、ほぼ同数になった。最も多い分類項目は環境保全 236 となってシビル系として最も多く、シビル系の特徴を表す分類としてこの区分はより適切と考えられる

■NPO 法人の実態は

今回の首都圏におけるシビル系まちづくり法人のリスト作成業務を行いながら、とくに法人数の多い東京都の 3,596 件の NPO 法人ポータルサイトを見たとくえ NPO 法人の実態に関する所感を以下に述べる。なお、正確を期するにはさらなるデータ分析による裏付けを必要とする。

○まちづくりを活動分野とする法人は非常に多いが、まちの景観や地形などに直接影響する活動をする法人は極めて少ない。

なぜまちづくりを標榜する NPO 法人が最も多いのであろうか。考えられる理由は以下のとおり。

- ①非シビル系 NPO 法人は、保健・医療・介護事業などに携わる専門家以外の一般市民が社会貢献活動する事業として「まちづくり」は最も身近なテーマと考えられるためであろう。
- ②また、芸術やスポーツなど特定の趣味を通じて、人々が仲間を広げ、集まりたいという場合にも「まちづくり」を活動分野と登録する事例が多い。芸術やスポーツを通じて地域の人々（とくに子ども、青少年）を健全に育成することができ、社会貢献活動をしていることになるからであろう。
- ③地域の人々を何らかの形で支援し、啓発するなどによって人々の生活の質を改善することは社会教育とされ、これを主たる活動分野とする法人も併せて「まちづくり」を活動分野とすることで NPO 法人として監督官庁の認証を得やすいことも理由の一つと考えられる。

○シビル系の最も多い項目は環境保全であるが、活動内容にはそれぞれ大きな違いがある。

身近な事例では、定期的にボランティアを集め、河川や海岸の清掃、河川敷に花を植えるなど地域の美化などを活動の中心とする法人もあれば、地球温暖化防止のために CO2 削減を目的に再生可能エネルギー開発のために、情報提供、政策提言、人材育成を旨とする「市民電力連絡会」のような比較的大きな法人もある。

市民電力連絡会は、主に首都圏で活動する 14 の団体で 2014 年任意団体として発足し、その後 2017 年に NPO として認証を受けている。小規模な市民発電所を全国に広げたいとしており、全国レベルで活動を目指す CNCP の参考になろう。

認定法人自然環境復元協会では、持続可能な社会を目指し、人材育成を主たる業務とし、「環境再生医認定制度」を設け、毎年学生などを対象に講習会、試験により環境再生医を生み出している。環境教育体験活動の優良事例として環境、文科、経産、国交省などに選ばれている。会費収入の他、事業収入（受講及び受験料収入）など安定した収益を上げている。

○指定管理業務を受けたまちづくり法人も相当数存在する。

そのなかで、市または区から指定管理者業務を受託し、活発に活動している法人は 26 あるが、管理する対象は「……プラザ」、「……学習館」、「……交流センター」など様々な名称を持つ。その施設を維持管理するとともに、そこを NPO 活動の舞台として地域住民に開放し、運営業務として子育て、環境保全、まちづくり、地域づくり講座を催している事例が多い。

なお、指定管理者であることは、事業内容及び収支報告から確認出来るが、明確に記載していない法人もあるので、この他にも指定管理者である法人がリストに含まれている可能性は十分ある。

○民間主導のエリアマネジメント制度によるまちづくり法人

街並や景観に影響を及ぼす例外的なまちづくり法人の著名な事例として、大丸有エリアマネジメント協会が挙げられる。東京の中心地である大手町、丸の内、有楽町を一体的に活性化するために、地域再生エリアマネジメント負担金制度にもとづく先進的な民間企業主導のまちづくりを実施している。

地域再生エリアマネジメント負担金制度とは、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度である。

○まちづくり法人の中でひとの移動を容易にする交通サービス、モビリティサービスを提供する法人は極めてまれである。

例外的な存在として、「サクスネイチャーバスを走らす会」がある。この団体は目黒区自由が丘で天ぷら油のリサイクル燃料でコミュニティバスを運行しており、廃食用油を活用し省エネルギーの推進をアピールしている。

交通サービスはそれ自体インフラとみなされ、自治体や交通事業者が提供するものであって、NPO 法人の活動対象ではないと認識されているからであろう。介護系 NPO が移動サポートサービスの提供を試みたが、事業継続は困難と判断したとあった。需要はあっても介護所の送迎バスとの競争、運転手の確保など資金的に限界があるためと考えられる。

人生 100 年時代を視野に入れ、この分野に自動運転技術、AI 運行デマンドバスなどを活用したシビル系 NPO の進出する余地がある。

○休業中あるいは解散した法人

定款ではシビル系と判断されるものの、事業報告書を開くと、活動を休止している法人も相当数あった。休止の理由は、役員の子育など様々である。また、使命を終えたとの報告もあった。1998 年以降早期に設立された法人に多く、役員の高齢化の影響も相当数あると思われる。また活動資金の枯渇も大きな原因の一つであろう。

その他、事業報告書を開くと監督の所轄庁から「書類が不備で再提出を求めたが応答がないので、やむを得ず書類不備のまま掲載している」というメッセージが出るサイトもあった。構成員の解散決議があった場合でも NPO ポータルサイトには、法人名がしばらく掲載されている。

■今後の進め方

- ①まずは、潤沢な活動資金と活発に活動する人材をもって NPO 活動を展開している 22 件の認定 NPO 法人のホームページ、事業報告書、収支報告書などを詳しく分析し、ビジネスモデルを調べる。不明な点は当該法人の役員など、キーパーソンへの訪問調査も必要になろう。
- ②指定管理者となっている 26 法人にも同様の調査を行い、参考になるビジネスモデルを抽出する。
- ③その他のリストアップしたまちづくり法人からそれぞれの地域にあった課題及びその解決案を抽出する。今後の事業活動の参考にしたい。
- ④上記の成果をベースに CNCP としては、地域で活動する NPO 法人のまちづくりの事業化研究（特定の地域における課題を解決する取り組みはすべてまちづくりである）を進め、CNCP の活動をシビル系まちづくり NPO のニーズに沿ったものに調整し、できれば CNCP の会員の増大につなげたい。

(完)